

## 「泉南市パブリックコメント制度実施要綱」と補足説明

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度について必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、市民参加型の公平公正な市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策の策定に当たり、当該政策の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1)本市に住所を有する者
- (2)本市に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3)本市の存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4)本市に存する学校に在学する者
- (5)本市に対し納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有する者

### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる政策の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画又は指針の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等（条例その他実施機関が制定する例規をいう。）又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る案（金銭の賦課徴収に関する部分を除く。）の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が第1条の目的に照らし、パブリックコメント制度を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) その策定を迅速又は緊急に行う必要がある場合
- (2) その策定が軽微な内容のものである場合
- (3) その策定に関して意見聴取の手続が法令等により定められている場合

### 【 第3条（対象）の考え方 】

ア 具体的な案件が本制度の対象であるか否かは、政策の策定担当課がこの要綱の趣旨に基

づき判断し、その判断の説明責任を負います。

イ 「市の基本的な政策に関する計画又は指針」とは、「総合計画」、「地域防災計画」や「地域福祉計画」など、全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向を定める計画のことをいい、構想・計画・指針などの名称は問いません。

ウ 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」とは、「情報公開条例」や「行政手続条例」のように市政全般についての基本理念や基本方針を定める条例や地方自治法第14条第1項に規定する条例などをいいます。

エ 「金銭の賦課徴収に関する部分」については、地方自治法第74条においても直接請求の対象とされていないことから、同法規定の趣旨に準じて、この要綱においても対象としません。

オ 「迅速又は緊急に行う必要がある場合」については、市民等の生命や健康を守るために、緊急に条例案を提案しなければならない場合などをいいます。

カ 法令等により公聴会・縦覧等の意見聴取の方法が定められている場合についても、本制度の対象外とします。

(策定案等の公表)

第4条 実施機関は、パブリックコメント制度を実施しようとするときは、当該対象となる政策の策定の意思決定前に、当該政策の策定の案（以下単に「策定案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により策定案を公表するときは、これに併せて、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 策定案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 策定案を立案する先に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 市民等が策定案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、広報紙での実施の周知とともに、実施機関が指定する場所での閲覧及び資料の配布、インターネットを利用した閲覧により行うものとし、必要に応じてその他の方法により公表することもできる。

#### 【 第4条（策定案等の公表）の考え方 】

ア 策定案等の公表は、広報紙での実施の周知とともに実施機関の窓口や情報公開コーナーでの閲覧及び配布、市ウェブサイトへの掲載などにより行うものとします。

策提案等については、実施機関の策定担当窓口や情報公開コーナーに設置するとともに、市ウェブサイトにおいて閲覧・入手方法を掲載しますので、これらのいずれかに注意していただければ策提案等を必ず入手できるようにします。障害のある方等から情報入手が困難である旨の申し出があった場合は、情報入手できる方法を検討し、対応するものとします。

(意見等の提出期間)

第5条 実施機関は、前条の規定による公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を1月未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

3 障害のある方等から実施機関が事前に定める方法による意見提出が困難である旨の意思表示があつた場合には、障害者差別解消法の趣旨等を踏まえ、事前に定める方法以外の意見提出機会の確保を図るべく対応するものとする。

#### 【 第6条（意見等の提出方法）の考え方 】

ア 意見の提出に係る提出言語の種類は、原則として日本語とします。提出言語の種類が日本語以外の場合は、意見及び情報に併せて日本語訳の添付を求める場合があります。

イ 意見提出の際には、原則として氏名等を明らかにして提出いただくこととします。提出された意見について市の考え方を公表する場合、氏名等の記載のない場合は、市の考え方を回答いたしません。

ウ 提出方法については意見が書面又は電子データ等で正確に記録されていることが必要であるため、要綱第6条第1項では、電話・口頭等による提出方法を具体的に列挙記載していませんが、障害のある方や高齢者等で実施機関が事前に定める方法による意見提出が困難であると申し出があつた場合には、申出者が希望する他の方法（電話・口頭や点字等）による意見提出が可能かどうかを検討し、その実施に伴う負担が過重でない範囲において実施機関で柔軟に対応することとします。

なお、電話・口頭による意見聴取においては、聴取した意見の内容を書面に記録し、読み上げ等の方法で当該市民等に記録内容を確認するものとします。

(意思決定及び公表)

第7条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策の策定の意思決定（以下単に「意思決定」という。）を行うものとする。

2 実施機関は、策定案のとおり意思決定を行ったときは提出された意見に対する実施機関の考え方を、策定案を修正して意思決定を行ったときはこれらに併せてその修正内容

についても公表しなければならない。ただし、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第9条の規定による非公開情報に該当する情報は、除くものとする。

- 3 実施機関は、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第4条の規定は、第2項の規定による公表の方法について、準用する。

#### 【 第7条（意思決定及び公表）の考え方 】

- ア 本手続は、市の情報収集源の拡大と多様化を図ることを目的としており、案の賛否を問うものではありません。そのため、賛否の結論のみを示した意見に対しては、市の考え方を示さない場合もあります。
- イ 「提出された意見」の数が多い場合などは、類似の意見及び情報をまとめて公表することがあります。
- ウ 実施機関の考え方は、適宜整理して公表することがあります。
- エ 提出された意見の趣旨が確認できない場合には、市の考え方を示さないものとします。
- オ 「意見」は公表が原則ですが、不相当な事項については、その計画等の所管部長の判断と説明責任のもとに、その全部又は一部を公開しないことがあります。

（意思決定過程の特例）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づいて設置する附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関が第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策の策定を行う場合においては、この要綱の規定は適用しない。

#### 【 第8条（意思決定過程の特例）の考え方 】

- ア 市では、附属機関等（いわゆる審議会）の答申を受けて意思決定を行う場合がありますが、附属機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて意思決定を行う場合には、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、市において改めてこの要綱に定める手続を経ないこととします。

（一覧表の作成）

- 第9条 市長は、パブリックコメント制度を実施している策定案について、その一覧を作成し、公表するものとする。
- 2 前項の策定案の一覧には、策定案の名称、策定案の公表日、意見募集期間、策定案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

#### 【 第9条（一覧表の作成）の考え方 】

- ア この要綱による手続を行っている案件の一覧表を作成し、情報公開コーナーに備

え付けるとともに、市のウェブサイトに掲載し公表するものとします。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、前項の施行の日以後に実施機関が策定する政策について適用し、施行の際既に立案過程にある政策については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。